



平成 30 年 3 月 5 日

各 位

会社名 株式会社 ヨ コ オ
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 徳 間 孝 之
(コード番号 6800 東証第 1 部)
問合せ先 取締役兼執行役員常務 横 尾 健 司
(TEL 03-3916-3111)

当社に対する訴訟の提起について(第2報)

当社は、平成 30 年 2 月 22 日付公表の「当社に対する訴訟の提起について」において、同日、原田工業株式会社が当社に対して特許権侵害訴訟を提起した旨をお知らせしておりましたが、平成 30 年 3 月 1 日、訴状を受領しましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

記

1. 訴訟が提起されるに至った経緯

当社と原田工業株式会社（以下、「原田工業社」といいます。）は、当社が製造し国内で販売する車載アンテナ製品の一部が原田工業社の保有する特許権（以下、「本件特許権」といいます。）を侵害しているとして平成 26 年 10 月 28 日付で提起された訴訟については、平成 29 年 1 月 17 日付公表の「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」でお知らせしたとおり和解に至っております。

今回提起された訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）は、当該和解の対象外であった当社製車載アンテナ製品（1 品番）（以下、「本件製品」といいます。）が本件特許権を侵害するとして東京地方裁判所に提起されたものです。

2. 本件訴訟を提起した者

- | | | |
|---------------|---|------------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 原田工業株式会社 |
| (2) 所 | 在 | 地 東京都品川区南大井 6-26-2 大森ベルポート B 館 4 F |
| (3) 代表者の役職・氏名 | | 代表取締役社長 原田 章二 |

3. 本件訴訟における訴えの概要

- (1) 本件製品の生産、譲渡及び譲渡の申出の差止め
- (2) 当社の占有に係る本件製品の廃棄
- (3) 金 4000 万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払い

4. 今後の見通し

当社としては、本件製品は本件特許権を侵害しないものと判断しており、裁判において当社主張の正当性を訴えてまいります。

今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上